

# 40歳以上の方に、 大切なお知らせです。

## メタボリックシンドローム 特定健診が始まっています。

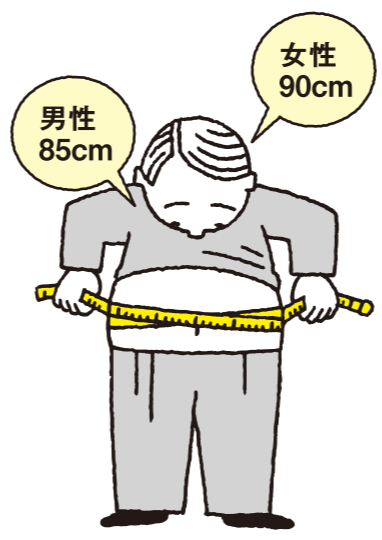
肥満と密接な関係にある、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドロームに着目した、特定健診を行っています。  
40歳以上75歳未満の方は、年1回、特定健診を受けましょう。



### 1

#### 特定健診で メタボリック シンドロームを 早期発見

受診券と被保険者証を持って  
特定健診を受けましょう。



### 2

#### 特定保健指導で メタボリック シンドロームを解消

特定健診でメタボリックシンドローム  
またはその予備群と判定された方は、  
特定保健指導を受けることになります。



### 3

#### 生活習慣病を防ぐ

メタボリックシンドロームは、  
糖尿病など生活習慣病を招きます。  
早期発見、早期対策が大切です。



- 受診券は、加入の医療保険者から発行されます。
  - 特定健診は、全ての対象者が受診しなければならない項目（基本的な健診項目）と医師の判断により受診しなければならない項目（詳細な健診項目）があります。
  - 特定保健指導は、特定健診でメタボリックシンドロームと判定された人、あるいは一定のリスクをもつ方に対して実施されます。
  - 特定健診の結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、保健指導のレベル分けがされ（階層化）、各レベルに応じて『積極的支援』、『動機づけ支援』、『情報提供』が行われます。
- ※医療保険者とは社会保険事務所、健康保険組合、共済組合、各市町です。

詳細は加入されている  
各医療保険者に  
お問合せください。

**福井県保険者協議会**  
福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館4階  
福井県国民健康保険団体連合会内  
TEL 0776-57-1612